

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を新設する旨届出があった。

平成20年11月18日

盛岡地方振興局長 望 月 正 彦

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 クロステラス盛岡 盛岡市大通三丁目4ほか
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称 三田農林株式会社
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 三田農林株式会社
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成21年7月1日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 5,030平方メートル
- (6) 駐車場の収容台数及び自動車の出入口の数
 - ア 収容台数 199台
 - イ 出入口 1箇所
- (7) 駐輪場の収容台数 144台
- (8) 荷さばき施設の面積 103平方メートル
- (9) 廃棄物等の保管施設の容量 29立方メートル
- (10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - ア 三田農林株式会社
 - (ア) 開店時刻 午前10時
 - (イ) 閉店時刻 午後9時
 - イ 小売業者1（未定）
 - (ア) 開店時刻 午前10時
 - (イ) 閉店時刻 午後11時
 - ウ 小売業者2（未定）
 - (ア) 開店時刻 午前0時
 - (イ) 閉店時刻 午後12時
- (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前0時から午後12時まで
- (12) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前9時から午後10時まで

2 届出年月日 平成20年10月31日

3 縦覧場所 盛岡地方振興局企画総務部及び盛岡市役所